

京都市管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則を公布する。

平成22年10月 8日

京都市人事委員会委員長 彦惣 弘

京都市人事委員会規則第6号

京都市管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

京都市管理職員等の範囲を定める規則の一部を次のように改正する。

別表産業技術研究所の項中「センター長 企画課長」を「室長 副室長」に、「研究担当課長」を「研究担当課長 担当課長」に改める。

別表観光案内所の項を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(人事委員会事務局調査課)